

兵庫県公報

平成21年3月17日 火曜日 第2064号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	1
○管理美容師資格認定講習会の指定（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	6
○争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	7
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	8
○土地改良区清算人の退任の届出（同）	8
○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	8
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	9
○保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	9
○保安林の指定の予定通知（同）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	11
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	14
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	14
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	14
○同 上（同）	24
○同 上（同）	30
○同 上（同）	30
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	31
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（同）	31
○土地区画整理組合の定款の変更認可（同）	31
○土地区画整理事業の換地処分完了の届出（同）	31
○神戸国際港都建設計画公園事業の事業計画の変更認可（平成21年近畿地方整備局告示第19号）（公園緑地課）	31
公 告	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	32
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	33
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	35
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	35
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（淡路県民局）	36
○入札公告（管理課）	37
○随意契約の相手方等の公示（県立大学）	39

告 示

兵庫県告示第282号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 主催者の名称及び住所
 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 荒賀 泰 太
 住所 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称及び所在地
 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日 程	姫路会場	神戸会場
第1日	平成21年8月10日(月)	平成21年11月9日(月)
第2日	平成21年8月24日(月)	平成21年11月16日(月)
第3日	平成21年8月31日(月)	平成21年11月30日(月)

4 講習会場の名称及び所在地

- (1) 姫路会場
 名称 姫路理容美容専門学校
 所在地 姫路市南駅前町13
 電話 (079) 284-0678
- (2) 神戸会場
 名称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3
 電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

姫路会場	神戸会場
20名	30名

- 7 受講料
1人 18,000円
- 8 受講資格
理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者
- 9 受講についての問い合わせ先
 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
 電話 (06) 6942-6670



兵庫県告示第283号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 主催者の名称及び住所
 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 荒賀 泰 太

住所 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビルB棟9階

- 2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称及び所在地
 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 所在地 大阪府中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日程	姫路会場	神戸会場①	神戸会場②	神戸会場③
第1日	平成21年8月10日(月)	平成21年9月14日(月)	平成21年10月19日(月)	平成21年11月9日(月)
第2日	平成21年8月24日(月)	平成21年9月28日(月)	平成21年10月26日(月)	平成21年11月16日(月)
第3日	平成21年8月31日(月)	平成21年10月5日(月)	平成21年11月2日(月)	平成21年11月30日(月)

4 講習会場の名称及び所在地

- (1) 姫路会場
 名称 姫路理容美容専門学校
 所在地 姫路市南駅前町13
 電話 (079) 284-0678
- (2) 神戸会場①、神戸会場②及び神戸会場③
 名称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3
 電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

姫路会場	神戸会場①	神戸会場②	神戸会場③
120名	150名	150名	120名

- 7 受講料
 1人 18,000円

- 8 受講資格
 美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者

- 9 受講についての問い合わせ先
 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 大阪府中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
 電話 (06) 6942-6670



兵庫県告示第284号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
渡部耳鼻咽喉科医院	尼崎市南武庫之荘1-19-27	渡 部 俊	平成21年1月1日
株式会社ふたば薬局	明石市大久保町大窪1378-1	株式会社ふたば薬局	平成20年12月29日
毛利耳鼻咽喉科・芦屋クリニック	芦屋市南宮町10-24	医療法人社団毛利耳鼻咽喉科医院	平成21年3月1日
チトセ薬局芦屋店	同 市東山町15-12	チトセファーマシー株式会社	同 年2月4日
サンミ薬局	たつの市揖保川町神戸北山146-3	有限会社サンミ企画	平成20年11月1日
スギ薬局三田店	三田市三輪4-5-20 ミスミモール内	株式会社スギ薬局	同 年9月1日
仲上アイクリニック	淡路市岩屋978-1	医療法人社団明視会	平成21年1月5日
門田眼科医院	加東市上中3-56	門 田 健	同 月1日
友永クリニック	加古郡稲美町幸竹194	医療法人社団笑門会	平成21年2月1日
長門歯科医院	神崎郡福崎町西田原105	長 門 宏 直	同 年1月1日
メイブル調剤薬局	揖保郡太子町佐用岡24-4	株式会社ケイ・エム・シー	同 年2月1日



兵庫県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
つばさ訪問看護ステーション幸生	加古川市神野町石守1632	医療機関名称	幸生老人訪問看護ステーション	つばさ訪問看護ステーション幸生	平成18年11月1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
渡部耳鼻咽喉科医院	尼崎市南武庫之荘1-14-25	渡 部 俊	平成20年12月31日
株式会社ふたば薬局	明石市大久保町大窪1373-1	株式会社ふたば薬局	同 月28日
サンミ薬局	たつの市揖保川町神戸北山155-42	有限会社サンミ企画	平成20年10月31日
スギ薬局三田店	三田市三輪4-5-20 ミスミモール内	株式会社スギ薬局	同 年8月31日
仲上アイクリニック	淡路市岩屋978-1	仲 上 徳 子	平成21年1月4日
門田眼科医院	加東市上中3-56	門 田 正 義	平成20年12月31日
友永クリニック	加古郡稲美町幸竹194	友 永 健 治	平成21年1月31日
長門歯科医院	神崎郡福崎町西田原105	長 門 久 代	平成20年12月31日

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	休止年月日
社団法人兵庫県看護協会 明石キャンパス訪問看護ステーション	明石市北王子町13-71 兵庫県立大学地域ケア開発研究所内	社団法人兵庫県看護協会	平成20年12月31日



兵庫県告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
キョウエイ調剤薬局武庫之荘本町店	尼崎市武庫之荘本町1-1	株式会社共栄	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成20年9月1日
イリヤ福祉サービス	同 市戸ノ内町3-32-16	株式会社昇栄	居宅介護支援	同 年8月1日
立花マルゼン薬局	同 市立花町4-2-17	株式会社ライフオート	居宅療養管理指導	平成18年4月1日
とまと調剤薬局	同 市昭和通7-242-2	ウェルハート株式会社	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成20年8月1日
本町調剤薬局株式会社園田店	同 市東園田町4-26-9	本町調剤薬局株式会社	同 上	同 年6月23日
ホープステーション	同 市金楽寺町2-37-31	株式会社ホープステーション	訪問介護・介護予防訪問介護	同 年8月1日
ケアプランセンターエムズケア	同 市塚口町5-21 I-1	株式会社池田製作所	居宅介護支援	同 年6月1日
ベール介護支援センター	同 市東難波町1-3-1	ヒューマンアシスト株式会社	同 上	同
ヘルパーステーションサンフォート武庫之荘	同 市武庫之荘9-34-16	社会福祉法人三養福社会	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20年6月15日
特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	同 上	同 上	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	同 月1日
居宅介護支援事業所サンフォート武庫之荘	同 上	同 上	居宅介護支援	同
デイサービスセンターサンフォート武庫之荘	同 上	同 上	通所介護・介護予防通所介護	同
訪問看護ステーションかけはし	明石市魚住町錦が丘3-24-17 モンテヴィラ102	神戸医療生活協同組合	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20年8月1日
アースサポート株式会社明石在宅サービスセンター	同 市中崎1-1-1	アースサポート株式会社	訪問看護・介護予防訪問看護	同 月15日
稲垣クリニック	伊丹市瑞穂町6-44 イーストバリエ 1F	稲垣 雅 彦	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同 月1日
ウェルフェア伊丹居宅介護支援事業所	同 市野間北5-7-20	ウェルフェア株式会社	居宅介護支援	平成20年7月16日
株式会社すまいる・介護すまいる居宅介護支援	加古川市加古川町寺家町24-1	株式会社すまいる・介護	同 上	平成19年10月1日
あけぼの薬局加古川店	同 市尾上町旭3-55	有限会社あけぼの	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成20年6月1日

秋桜訪問介護事業所	同 市平岡町高畑544-10	88代行株式会社	訪問介護・介護予防 訪問介護	同 年8月1日
米田薬局中山寺店	宝塚市中山寺1-85-1	有限会社イーストレイ ク	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導	同 年5月1日
高砂訪問介護ステー ションきらめき	高砂市中筋1-10-41	医療法人沖縄徳洲会	訪問介護・介護予防 訪問介護	同 年8月6日
アートケアプランニン グ	川西市丸の内町10-2 イス ズハイツ	有限会社ウェルビーイ ング	居宅介護支援	同 月1日
井上医院介護予防デイ ケアセンター	養父市浅野377-2	井 上 正 司	介護予防通所リハビ リテーション	同 月11日
デイサービスセンター 春日	丹波市春日町七日市599	有限会社大地	通所介護・介護予防 通所介護	平成20年6月1日
シルバーハウスいちじ ま	同 市市島町北奥1360	株式会社ソーリスト開 発	同 上	同 年8月1日



兵庫県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーシ ョンみのり	尼崎市今福1-1-28- 106	開設者所在 地	尼崎市南武庫之荘 10-62-17	尼崎市下坂部3- 2-40	平成20年8月1日
ヘルパーステーシ ョンもみじ	同 市武庫之荘8-32-21	同 上	同 上	同 上	同
ヘルパーステーシ ョンわかくさ	同 市南武庫之荘10-62- 17	同 上	同 上	同 上	同
ヘルパーステーシ ョンさくら	同 市下坂部1-4-17	同 上	同 上	同 上	同
ヘルパーステーシ ョンなにわ	同 市浜田町5-78-1	同 上	同 上	同 上	同
デイサービス木か げ	同 市南武庫之荘10-62- 17	同 上	同 上	同 上	同
デイサービスあま の里	同 市下坂部3-2-40	同 上	同 上	同 上	同
認知症対応型デイ サービスセンター あまの里	同 上	同 上	同 上	同 上	同
居宅介護支援事業 所あまの里	同 上	同 上	同 上	同 上	同
特別養護老人ホー ム高齢者総合福祉 施設あまの里	同 上	同 上	同 上	同 上	同
エルアンドエフ薬 局	伊丹市昆陽東4-13-1	住所表示	伊丹市昆陽字流39 -1	伊丹市昆陽東4- 13-1	平成15年11月4日

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
キョウエイ調剤薬局武庫之荘本町店	尼崎市武庫之荘本町1-3-5	株式会社共栄	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成20年8月31日
立花マルゼン薬局	同 市立花町4-2-17	株式会社マルゼン	居宅療養管理指導	平成12年4月1日
岡野医院	同 市武庫元町2-18-4	岡 野 義一郎	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	平成20年7月5日
訪問看護ステーションかけはし	明石市魚住町長坂寺441-12 安達第二ハイツ	神戸医療生活協同組合	訪問看護・介護予防訪問看護	同 月31日
稲垣クリニック	伊丹市中央1-1-1 伊丹ショッピングデパート	稲 垣 雅 彦	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導	平成20年3月3日
アール・サポートセンター和楽	同 市行基町4-55	アール物産株式会社	小規模多機能型居宅介護	平成19年8月31日
ラプリー・ケアステーション訪問介護事業所	同 市森本6-183	新日本グループ株式会社	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20年3月31日
株式会社すまいる・介護すまいる居宅介護支援	加古川市野口町長砂1234	株式会社すまいる・介護	居宅介護支援	平成19年9月30日
居宅介護支援事業所ひなたぼっこ	三田市相生町3-1 ユートピア三田	株式会社コラボネット	同 上	平成20年6月30日
井上医院	養父市浅野368-2	井 上 正 司	介護予防通所リハビリテーション	同 年5月31日

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
阪神ライフサポート	伊丹市鈴原町5-26-5	有限会社阪神ライフサポート	訪問介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防訪問介護・介護予防福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具販売	平成19年7月1日



兵庫県告示第288号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成21年3月2日に、尼崎市武庫町1-36-22西日本NTT関連労働組合執行委員長横林賢二から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

西日本NTT関連労働組合が主張する次の事項について

月例賃金引上げ、50歳退職・再雇用制度の廃止、成果業績主義賃金制度の廃止、NTTグループ各社で雇用する派遣社員・契約社員の正社員化に関する要求ほか

2 日時

平成21年3月18日始業時（午前9時）から1時間

3 場所

尼崎市西長洲町2-2-1 NTT尼崎別館 兵庫マーケティングセンター

4 概要

上記3項に記した職場においてストライキを実施する。



兵庫県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成21年 3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 下宮土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
監事	池上直樹	豊岡市下宮451番地の1
同	荒木貞夫	同 市下宮554番地

2 金剛寺土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
監事	北垣敏雄	豊岡市金剛寺371番地
同	中島義道	同 市山本109番地



兵庫県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成21年 3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 下宮土地改良区

氏名	住所
池上逸郎	豊岡市下宮549番地
尾形弘之	同 市下宮726番地
沖村博規	同 市下宮584番地
小畑郁夫	同 市下宮965番地の4
齊藤 實	同 市下宮174番地
多田 博	同 市下宮735番地
中貝 稔	同 市下宮781番地

2 金剛寺土地改良区

氏名	住所
北垣篤二	豊岡市金剛寺341番地
小川 勇	同 市山本60番地
松村勝己	同 市金剛寺369番地
松村明人	同 市金剛寺419番地
幸岡康夫	同 市金剛寺340番地
山根春幸	同 市山本3番地
西 登己夫	同 市船町87番地の1



兵庫県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成21年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	地 区 名
猪名川町	笹尾地区



兵庫県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成21年3月3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地集積加速化基盤整備事業	宇原地区	平成21年3月17日から 同 年4月6日まで	宍粟市役所



兵庫県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市北区有馬町字ウツギ谷1661の7、1661の8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
篠山市大山宮字古坂坪174、176から178まで、179の1、179の4、185から189まで、191、192、198、199、201、202、202の1、203、204、207から212まで、1040、1041、1045、1046、1047の1、1047の2、1048の1、1048の2、1049、1050、1051の1から1051の12まで、1052、1053、1055から1063まで、1064の1、1064の2、1065から1067まで、1069の1から1069の6まで、1069の9、1069の11、1069の12、1069の15、1071、1072の1、1073、1074の1、1074の2、1075、1076の1、1076の2、1077、1079、1080、字古坂211の1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇古坂坪1045・1046・1048の1・1056（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市波賀町鹿伏字清木284の3、284の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局地域振興部龍野農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市一宮町草木字向山58の3、58の4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局地域振興部龍野農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第297号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友精化株式会社別府工場

加古郡播磨町宮西346の1

工場長 岩 崎 義 昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友精化株式会社別府工場

加古郡播磨町宮西346の1

(3) 特定施設に関する事項

種 類	46号口 ろ過施設 (No. 1)	46号口 ろ過施設 (No. 2)		46号二 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	46号二 廃ガス洗浄施設 (No. 2)
		通 常	最 大		
能 力	ろ過面積10m ²	同 左	同 左	2,000m ³ /時	20m ³ /時
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左	同 左	同 左	同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後6箇月	同 左	同 左	同 左	同 左
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	2~7	2~7	8	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,500	2,500	400	210
	浮遊物質 (単位 mg/L)	5未満	5	10	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	10	10	10	20	12
					13

46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No. 3)		46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No. 4)		71の2号-I 洗浄施設 (No. 1、2)	
500m ³ /時	3,000m ³ /時	1,200m ³ /時/基	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	着手後10日
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
通常	最大	通常	最大	通常	最大
8	10	10~12	14	10~12	14
130	130	10,000	10,000	2,000	5,000
10	10	10	10	10未満	10
0.3	0.3	0	1	0/基	0.2/基

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量に増減はなく、窒素の汚染状態のみ減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年3月17日から同年4月7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ



兵庫県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月17日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	篠山市栗栖野字墓之下之坪158番1から 同 市波賀野字舟瀬ノ坪167番まで	旧	17.0から 110.0まで	931.0	一部 予定地
		新	17.0から 122.0まで	931.0	一部 予定地



兵庫県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月21日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年3月17日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩田一宮線	宍粟市山崎町与位字清水527番1から 同 市一宮町嶋田字南谷320番22まで	旧	4.0から 21.0まで	2,205.0	予定地
		新	5.0から 44.0まで	4,194.0	
		新	8.0から 48.0まで	4,240.0	



兵庫県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
乙原(2)Ⅰ (120000092)	三田市乙原(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(1)Ⅰ (120000093)	三田市小野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(3)Ⅰ (120000094)	三田市乙原(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
飯森(1)Ⅱ (120000095)	三田市小野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
飯森(2)Ⅱ (120000096)	三田市小野(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野(2)Ⅱ (120000097)	三田市小野(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野(3)Ⅱ (120000098)	三田市小野(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野(4)Ⅱ (120000099)	三田市小野(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野(5)Ⅱ (120000100)	三田市小野(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野(6)Ⅱ (120000101)	三田市小野(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(4)Ⅱ (120000102)	三田市乙原(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(5)Ⅱ (120000103)	三田市乙原(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(6)Ⅱ (120000104)	三田市乙原(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(7)Ⅱ (120000105)	三田市乙原(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(8)Ⅱ (120000106)	三田市乙原(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(9)Ⅱ (120000107)	三田市乙原(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(10)Ⅱ (120000108)	三田市乙原(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(11)Ⅱ (120000109)	三田市乙原(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
下母子(1)Ⅱ (120000110)	三田市母子(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
上母子(1)Ⅱ (120000111)	三田市母子(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
上母子(2)Ⅱ (120000112)	三田市母子(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊

下母子(2)Ⅱ (120000113)	三田市母子(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
上母子(3)Ⅱ (120000114)	三田市母子(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
上母子(4)Ⅱ (120000115)	三田市母子(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
上母子(5)Ⅱ (120000116)	三田市母子(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
上母子(6)Ⅱ (120000117)	三田市母子(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
新田(1)Ⅱ (120000118)	三田市母子(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
新田(2)Ⅱ (120000119)	三田市母子(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(12)Ⅲ (120000120)	三田市乙原(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(13)Ⅲ (120000121)	三田市乙原(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙原(14)Ⅲ (120000122)	三田市乙原(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
上母子(7)Ⅲ (120000123)	三田市母子(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
下母子(3)Ⅲ (120000124)	三田市母子(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪(人)Ⅰ (120000125)	三田市三輪四丁目(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田Ⅰ (120000126)	三田市木器(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪(1)Ⅰ (120000127)	三田市三輪(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪上野Ⅰ (120000128)	三田市三輪四丁目(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪(2)Ⅰ (120000129)	三田市三輪三丁目(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
高次Ⅰ (120000130)	三田市高次二丁目(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
尼寺Ⅰ (120000131)	三田市尼寺(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原西(1)Ⅱ (120000132)	三田市桑原(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原西(2)Ⅱ (120000133)	三田市桑原(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原東(1)Ⅱ (120000134)	三田市山田(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊

桑原東(3)Ⅱ (120000135)	三田市桑原(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
高次二丁目Ⅱ (120000136)	三田市高次(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪(3)Ⅱ (120000137)	三田市三輪(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪三丁目Ⅱ (120000138)	三田市三輪三丁目(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪(4)Ⅱ (120000139)	三田市三輪(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪(5)Ⅱ (120000140)	三田市三輪(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪(6)Ⅱ (120000141)	三田市三輪(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪(7)Ⅱ (120000142)	三田市三輪(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
三輪(8)Ⅱ (120000143)	三田市三輪(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
志手原(1)Ⅱ (120000144)	三田市志手原(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原東(4)Ⅱ (120000145)	三田市山田(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(2)Ⅱ (120000146)	三田市山田(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
香下(2)Ⅱ (120000147)	三田市香下(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
香下(3)Ⅱ (120000148)	三田市香下(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
下槻瀬(2)Ⅱ (120000149)	三田市下槻瀬(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
尼寺(2)Ⅱ (120000150)	三田市志手原(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
志手原(2)Ⅲ (120000151)	三田市志手原(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
志手原(3)Ⅲ (120000152)	三田市下槻瀬(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
下槻瀬(3)Ⅲ (120000153)	三田市志手原(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
成谷Ⅲ (120000154)	三田市成谷(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
川西Ⅰ (120000155)	三田市下槻瀬(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
下里(1)Ⅰ (120000156)	三田市下里(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊

下里(2)Ⅰ (120000157)	三田市下里(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
鈴鹿(急)Ⅰ (120000158)	三田市鈴鹿(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
酒井Ⅰ (120000159)	三田市酒井(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
下里(3)Ⅰ (120000160)	三田市下里(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(1)Ⅰ (120000161)	三田市小柿(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(2)Ⅰ (120000162)	三田市小柿(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
波豆川(1)Ⅱ (120000163)	三田市波豆川(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
波豆川(2)Ⅱ (120000164)	三田市波豆川(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
波豆川(5)Ⅱ (120000165)	三田市波豆川(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村Ⅱ (120000166)	三田市波豆川(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
波豆川(6)Ⅱ (120000167)	三田市波豆川(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
川西(2)Ⅱ (120000168)	三田市下槻瀬(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
川西(3)Ⅱ (120000169)	三田市下槻瀬(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(3)Ⅱ (120000170)	三田市木器(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
川西(4)Ⅱ (120000171)	三田市下槻瀬(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
下里(4)Ⅱ (120000172)	三田市下里(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
酒井(2)Ⅱ (120000173)	三田市酒井(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(3)Ⅱ (120000174)	三田市小柿(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
十倉(1)Ⅱ (120000175)	三田市十倉(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
川原(1)Ⅱ (120000176)	三田市川原(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
川原(2)Ⅱ (120000177)	三田市川原(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
末吉Ⅱ (120000178)	三田市末吉(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊

布木Ⅱ (120000179)	三田市布木 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(4)Ⅱ (120000180)	三田市小柿 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(6)Ⅱ (120000181)	三田市小柿 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
上村(1)Ⅱ (120000182)	三田市小柿 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
上村(2)Ⅱ (120000183)	三田市小柿 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(7)Ⅱ (120000184)	三田市小柿 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(8)Ⅱ (120000185)	三田市小柿 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(9)Ⅱ (120000186)	三田市小柿 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野(1)Ⅱ (120000187)	三田市尼寺 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
木器(2)Ⅲ (120000188)	三田市下槻瀬 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
波豆川(7)Ⅲ (120000189)	三田市波豆川 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
鈴鹿(2)Ⅲ (120000190)	三田市鈴鹿 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
十倉(2)Ⅲ (120000191)	三田市酒井 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
十倉(3)Ⅲ (120000192)	三田市十倉 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
田中(3)Ⅲ (120000193)	三田市田中 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(10)Ⅲ (120000194)	三田市小柿 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(11)Ⅲ (120000195)	三田市小柿 (別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
小柿(12)Ⅲ (120000196)	三田市小柿 (別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
下母子谷Ⅰ (220000076)	三田市母子 (別図106のとおり)	土石流
上母子谷Ⅰ (220000077)	三田市母子 (別図107のとおり)	土石流
母子1Ⅰ (220000078)	三田市母子 (別図108のとおり)	土石流
母子2Ⅰ (220000079)	三田市母子 (別図109のとおり)	土石流

小野西谷 I (220000080)	三田市小野 (別図110のとおり)	土石流
千丈寺東川 I (220000081)	三田市乙原 (別図111のとおり)	土石流
稲倉谷川 I (220000082)	三田市乙原 (別図112のとおり)	土石流
脇田川 I (220000083)	三田市乙原 (別図113のとおり)	土石流
乙原 1 I (220000084)	三田市乙原 (別図114のとおり)	土石流
乙原 2 I (220000085)	三田市乙原 (別図115のとおり)	土石流
牛屋ヶ谷川 I (220000086)	三田市乙原 (別図116のとおり)	土石流
天神ヶ谷川 I (220000087)	三田市乙原 (別図117のとおり)	土石流
小野 1 I (220000088)	三田市小野 (別図118のとおり)	土石流
小野南上谷 I (220000089)	三田市小野 (別図119のとおり)	土石流
小野南中谷 I (220000090)	三田市小野 (別図120のとおり)	土石流
小野南南谷 I (220000091)	三田市小野 (別図121のとおり)	土石流
芝床川 I (220000092)	三田市小野 (別図122のとおり)	土石流
奥谷川 I (220000093)	三田市小野 (別図123のとおり)	土石流
母子 3 II (220000094)	三田市母子 (別図124のとおり)	土石流
新田北谷 II (220000095)	三田市母子 (別図125のとおり)	土石流
母子 4 II (220000096)	三田市母子 (別図126のとおり)	土石流
母子 5 II (220000097)	三田市母子 (別図127のとおり)	土石流
母子 6 II (220000098)	三田市母子 (別図128のとおり)	土石流
乙原奥谷 II (220000099)	三田市乙原 (別図129のとおり)	土石流
乙原 3 II (220000100)	三田市乙原 (別図130のとおり)	土石流
乙原西奥谷 II (220000101)	三田市乙原 (別図131のとおり)	土石流

乙原 4 II (220000102)	三田市乙原 (別図132のとおり)	土石流
乙原 5 II (220000103)	三田市乙原 (別図133のとおり)	土石流
乙原東谷 II (220000104)	三田市乙原 (別図134のとおり)	土石流
乙原 6 II (220000105)	三田市乙原 (別図135のとおり)	土石流
乙原東中谷(1) II (220000106)	三田市乙原 (別図136のとおり)	土石流
乙原東中谷(2) II (220000107)	三田市乙原 (別図137のとおり)	土石流
乙原東下谷 II (220000108)	三田市乙原 (別図138のとおり)	土石流
乙原南谷 II (220000109)	三田市乙原 (別図139のとおり)	土石流
花院川 I (220000110)	三田市尼寺 (別図140のとおり)	土石流
大原 1 I (220000111)	三田市大原 (別図141のとおり)	土石流
川除 1 I (220000112)	三田市川除 (別図142のとおり)	土石流
三輪谷 I (220000113)	三田市三輪 (別図143のとおり)	土石流
高次 1 I (220000114)	三田市高次 (別図144のとおり)	土石流
高次 2 I (220000115)	三田市高次 (別図145のとおり)	土石流
高次 3 I (220000116)	三田市高次 (別図146のとおり)	土石流
高次 4 I (220000117)	三田市高次 (別図147のとおり)	土石流
高次 5 I (220000118)	三田市高次 (別図148のとおり)	土石流
高次 6 I (220000119)	三田市高次 (別図149のとおり)	土石流
香下 1 I (220000120)	三田市香下 (別図150のとおり)	土石流
本郷谷 I (220000121)	三田市香下 (別図151のとおり)	土石流
大原 2 II (220000122)	三田市大原 (別図152のとおり)	土石流
桑原 1 II (220000123)	三田市桑原 (別図153のとおり)	土石流

山田2Ⅱ (220000124)	三田市山田(別図154のとおり)	土石流
香下2Ⅱ (220000125)	三田市香下(別図155のとおり)	土石流
志手原谷Ⅱ (220000126)	三田市志手原(別図156のとおり)	土石流
志手原1Ⅱ (220000127)	三田市志手原(別図157のとおり)	土石流
山田谷Ⅱ (220000128)	三田市山田(別図158のとおり)	土石流
山田東谷Ⅰ (220000129)	三田市木器(別図159のとおり)	土石流
下槻瀬1Ⅰ (220000130)	三田市下槻瀬(別図160のとおり)	土石流
七松谷川Ⅰ (220000131)	三田市上槻瀬(別図161のとおり)	土石流
上槻瀬川Ⅰ (220000132)	三田市上槻瀬(別図162のとおり)	土石流
高平南川Ⅰ (220000133)	三田市上槻瀬(別図163のとおり)	土石流
酒井川Ⅰ (220000134)	三田市酒井(別図164のとおり)	土石流
見比川Ⅰ (220000135)	三田市小柿(別図165のとおり)	土石流
小柿1Ⅰ (220000136)	三田市小柿(別図166のとおり)	土石流
北安川Ⅰ (220000137)	三田市小柿(別図167のとおり)	土石流
大谷川2Ⅰ (220000138)	三田市小柿(別図168のとおり)	土石流
宮ヶ谷川Ⅰ (220000139)	三田市小柿(別図169のとおり)	土石流
高坂川Ⅰ (220000140)	三田市小柿(別図170のとおり)	土石流
布木川Ⅰ (220000141)	三田市布木(別図171のとおり)	土石流
川原西谷Ⅰ (220000142)	三田市川原(別図172のとおり)	土石流
互屋谷川Ⅰ (220000143)	三田市末吉(別図173のとおり)	土石流
川原川(1)Ⅰ (220000144)	三田市川原(別図174のとおり)	土石流
十倉北谷Ⅰ (220000145)	三田市十倉(別図175のとおり)	土石流

十倉中谷Ⅰ (220000146)	三田市十倉（別図176のとおり）	土石流
向山川Ⅰ (220000147)	三田市十倉（別図177のとおり）	土石流
大谷川Ⅰ (220000148)	三田市鈴鹿（別図178のとおり）	土石流
大里Ⅰ (2220000149)	三田市下里（別図179のとおり）	土石流
谷本川Ⅰ (220000150)	三田市下槻瀬（別図180のとおり）	土石流
馬出川Ⅰ (220000151)	三田市下槻瀬（別図181のとおり）	土石流
波豆東下谷Ⅰ (220000152)	三田市波豆川（別図182のとおり）	土石流
小野北谷Ⅱ (220000153)	三田市小野（別図183のとおり）	土石流
小野北下谷Ⅱ (220000154)	三田市小野（別図184のとおり）	土石流
小野北上谷Ⅱ (220000155)	三田市小野（別図185のとおり）	土石流
小野北奥谷Ⅱ (220000156)	三田市小柿（別図186のとおり）	土石流
入道谷川Ⅱ (220000157)	三田市市之瀬（別図187のとおり）	土石流
木器ⅠⅡ (220000158)	三田市木器（別図188のとおり）	土石流
小田西谷Ⅱ (220000159)	三田市下槻瀬（別図189のとおり）	土石流
西川西谷Ⅱ (220000160)	三田市下槻瀬（別図190のとおり）	土石流
見比北谷Ⅱ (220000161)	三田市小柿（別図191のとおり）	土石流
村上南谷Ⅱ (220000162)	三田市小柿（別図192のとおり）	土石流
布木北谷Ⅱ (220000163)	三田市布木（別図193のとおり）	土石流
布木ⅠⅡ (220000164)	三田市布木（別図194のとおり）	土石流
川原川(2)Ⅱ (220000165)	三田市川原（別図195のとおり）	土石流
末吉谷Ⅱ (220000166)	三田市末吉（別図196のとおり）	土石流
末吉ⅠⅡ (220000167)	三田市末吉（別図197のとおり）	土石流

上槻瀬東谷Ⅱ (220000168)	三田市上槻瀬 (別図198のとおり)	土石流
下槻瀬東谷Ⅱ (220000169)	三田市上槻瀬 (別図199のとおり)	土石流
木器東谷Ⅱ (220000170)	三田市木器 (別図200のとおり)	土石流
木器西谷Ⅱ (220000171)	三田市木器 (別図201のとおり)	土石流
木器北谷Ⅱ (220000172)	三田市木器 (別図202のとおり)	土石流
木器中谷Ⅱ (220000173)	三田市木器 (別図203のとおり)	土石流
木器南谷Ⅱ (220000174)	三田市木器 (別図204のとおり)	土石流
波豆南中谷Ⅱ (220000175)	三田市波豆川 (別図205のとおり)	土石流
小坂川Ⅱ (220000176)	三田市波豆川 (別図206のとおり)	土石流
波豆南上中谷Ⅱ (220000177)	三田市波豆川 (別図207のとおり)	土石流
波豆川1Ⅱ (220000178)	三田市波豆川 (別図208のとおり)	土石流
大船谷川Ⅱ (220000179)	三田市波豆川 (別図209のとおり)	土石流
波豆北谷(1)Ⅱ (220000180)	三田市波豆川 (別図210のとおり)	土石流
波豆北谷(2)Ⅱ (220000181)	三田市波豆川 (別図211のとおり)	土石流
大舟寺川Ⅱ (220000182)	三田市波豆川 (別図212のとおり)	土石流
波豆川2Ⅱ (220000183)	三田市波豆川 (別図213のとおり)	土石流
波豆東谷Ⅱ (220000184)	三田市波豆川 (別図214のとおり)	土石流

(別図1から別図214までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

上鴨川(1) I (129010001)	加東市上鴨川 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(2) I (129010002)	加東市上鴨川 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
社(1) I (129010003)	加東市社 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
社(2) I (129010004)	加東市社 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
家原・社 I (129010005)	加東市家原・社 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(3) I (129010006)	加東市上鴨川 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(1) I (129010007)	加東市平木 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(2) I (129010008)	加東市平木 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(3) I (129010009)	加東市平木 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
上三草・畑(1) I (129010010)	加東市上三草・畑 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
上久米(1) I (129010011)	加東市上久米 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(4) II (129010012)	加東市上鴨川 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(5) II (129010013)	加東市上鴨川 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(6) II (129010014)	加東市上鴨川 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(7) II (129010015)	加東市上鴨川 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(8) II (129010016)	加東市上鴨川 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(9) II (129010017)	加東市上鴨川 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(10) II (129010018)	加東市上鴨川 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(11) II (129010019)	加東市上鴨川 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(12) II (129010020)	加東市上鴨川 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(4) II (129010021)	加東市平木 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(5) II (129010022)	加東市平木 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(6) II (129010023)	加東市平木 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊

平木(7)Ⅱ (129010024)	加東市平木(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川・平木(1)Ⅱ (129010025)	加東市上鴨川・平木(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(8)Ⅱ (129010026)	加東市平木(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
下鴨川(1)Ⅱ (129010027)	加東市下鴨川(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(9)Ⅱ (129010028)	加東市平木(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
上三草・馬瀬(1)Ⅱ (129010029)	加東市上三草・馬瀬(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
馬瀬(1)Ⅱ (129010030)	加東市馬瀬(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
馬瀬(2)Ⅱ (129010031)	加東市馬瀬(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
山口(1)Ⅱ (129010032)	加東市山口(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
山口(2)Ⅱ (129010033)	加東市山口(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(1)Ⅱ (129010034)	加東市畑(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(2)Ⅱ (129010035)	加東市畑(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(3)Ⅱ (129010036)	加東市畑(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
上三草(1)Ⅱ (129010037)	加東市上三草(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉馬Ⅱ (129010038)	加東市吉馬(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
久米・藤田Ⅱ (129010039)	加東市久米・藤田(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤田Ⅱ (129010040)	加東市藤田(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
上久米(2)Ⅱ (129010041)	加東市上久米(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
上久米(3)Ⅱ (129010042)	加東市上久米(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
上久米(4)Ⅱ (129010043)	加東市上久米(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
久米Ⅱ (129010044)	加東市久米(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(13)Ⅱ (129010045)	加東市上鴨川(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(10)Ⅱ (129010046)	加東市平木(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊

上鴨川(14)Ⅲ (129010047)	加東市上鴨川 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(15)Ⅲ (129010048)	加東市上鴨川 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(16)Ⅲ (129010049)	加東市上鴨川 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(17)Ⅲ (129010050)	加東市上鴨川 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(18)Ⅲ (129010051)	加東市上鴨川 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(19)Ⅲ (129010052)	加東市上鴨川 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(20)Ⅲ (129010053)	加東市上鴨川 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(21)Ⅲ (129010054)	加東市上鴨川 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川(22)Ⅲ (129010055)	加東市上鴨川 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川・平木(2)Ⅲ (129010056)	加東市上鴨川・平木 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨川・下鴨川Ⅲ (129010057)	加東市上鴨川・下鴨川 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
下鴨川(2)Ⅲ (129010058)	加東市下鴨川 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
下鴨川(3)Ⅲ (129010059)	加東市下鴨川 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(11)Ⅲ (129010060)	加東市平木 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(12)Ⅲ (129010061)	加東市平木 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(13)Ⅲ (129010062)	加東市平木 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木・秋津Ⅲ (129010063)	加東市平木・秋津 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(14)Ⅲ (129010064)	加東市平木 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
平木(15)Ⅲ (129010065)	加東市平木 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
上三草・馬瀬(2)Ⅲ (129010066)	加東市上三草・馬瀬 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
馬瀬(3)Ⅲ (129010067)	加東市馬瀬 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
上三草・馬瀬(3)Ⅲ (129010068)	加東市上三草・馬瀬 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
上三草・馬瀬(4)Ⅲ (129010069)	加東市上三草・馬瀬 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊

馬瀬(4)Ⅲ (129010070)	加東市馬瀬 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
馬瀬(5)Ⅲ (129010071)	加東市馬瀬 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
馬瀬(6)Ⅲ (129010072)	加東市馬瀬 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
馬瀬(7)Ⅲ (129010073)	加東市馬瀬 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
馬瀬(8)Ⅲ (129010074)	加東市馬瀬 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
上三草(2)Ⅲ (129010075)	加東市上三草 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
上三草・山口Ⅲ (129010076)	加東市上三草・山口 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
上三草・畑(2)Ⅲ (129010079)	加東市上三草・畑 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(4)Ⅲ (129010080)	加東市畑 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
下鴨川(4)Ⅲ (129010081)	加東市下鴨川 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
下久米第2Ⅰ (229010001)	加東市下久米 (別図80のとおり)	土石流
池ノ内谷Ⅰ (229010002)	加東市池之内 (別図81のとおり)	土石流
畑西谷2Ⅰ (229010003)	加東市畑 (別図82のとおり)	土石流
畑谷Ⅰ (229010004)	加東市畑 (別図83のとおり)	土石流
上鴨川Ⅰ (229010005)	加東市上鴨川 (別図84のとおり)	土石流
西上鴨川Ⅰ (229010006)	加東市上鴨川 (別図85のとおり)	土石流
神山池東谷Ⅰ (229010007)	加東市上鴨川 (別図86のとおり)	土石流
鴨川東谷Ⅰ (229010008)	加東市上鴨川 (別図87のとおり)	土石流
神山池南谷Ⅰ (229010009)	加東市上鴨川 (別図88のとおり)	土石流
下鴨川南谷Ⅰ (229010010)	加東市平木 (別図89のとおり)	土石流
のぞき川Ⅰ (229010011)	加東市平木 (別図90のとおり)	土石流
仙人川Ⅰ (229010012)	加東市平木 (別図91のとおり)	土石流
荷子川西谷Ⅰ (229010013)	加東市平木 (別図92のとおり)	土石流

下平木谷Ⅰ (229010015)	加東市平木 (別図93のとおり)	土石流
久米第2Ⅰ (229010016)	加東市久米 (別図94のとおり)	土石流
久米谷Ⅰ (229010017)	加東市久米 (別図95のとおり)	土石流
馬瀬北谷Ⅱ (229010018)	加東市上三草・馬瀬 (別図96のとおり)	土石流
御所南谷Ⅱ (229010019)	加東市上三草・馬瀬 (別図97のとおり)	土石流
馬瀬南谷Ⅱ (229010020)	加東市馬瀬 (別図98のとおり)	土石流
上三草Ⅱ (229010021)	加東市藤田 (別図99のとおり)	土石流
下久米第3Ⅱ (229010022)	加東市下久米 (別図100のとおり)	土石流
下久米谷Ⅱ (229010023)	加東市下久米 (別図101のとおり)	土石流
鹿野谷Ⅱ (229010024)	加東市下久米 (別図102のとおり)	土石流
畑西谷1Ⅱ (229010025)	加東市畑 (別図103のとおり)	土石流
下鴨奥谷Ⅱ (229010026)	加東市下鴨川 (別図104のとおり)	土石流
上鴨川南Ⅱ (229010027)	加東市上鴨川 (別図105のとおり)	土石流
神山谷Ⅱ (229010028)	加東市上鴨川 (別図106のとおり)	土石流
小上鴨谷Ⅱ (229010029)	加東市上鴨川 (別図107のとおり)	土石流
神山奥谷Ⅱ (229010030)	加東市上鴨川 (別図108のとおり)	土石流
北上鴨川Ⅱ (229010031)	加東市上鴨川 (別図109のとおり)	土石流
南上鴨川Ⅱ (229010032)	加東市上鴨川 (別図110のとおり)	土石流
神山東谷Ⅱ (229010033)	加東市上鴨川 (別図111のとおり)	土石流
上鴨川谷口Ⅱ (229010034)	加東市上鴨川 (別図112のとおり)	土石流
平木谷東Ⅱ (229010035)	加東市平木 (別図113のとおり)	土石流
平木谷Ⅱ (229010036)	加東市平木 (別図114のとおり)	土石流
平木谷西Ⅱ (229010037)	加東市上鴨川・平木 (別図115のとおり)	土石流

神山川下谷 1 II (229010038)	加東市上鴨川・平木 (別図116のとおり)	土石流
神山川下谷 2 II (229010039)	加東市上鴨川・平木 (別図117のとおり)	土石流
奥の谷池上谷 II (229010040)	加東市上鴨川・平木 (別図118のとおり)	土石流
下鴨川東谷 II (229010041)	加東市下鴨川 (別図119のとおり)	土石流
下鴨川谷 II (229010042)	加東市下鴨川 (別図120のとおり)	土石流
荷子川 II (229010043)	加東市平木 (別図121のとおり)	土石流
荷子川東谷 II (229010044)	加東市平木 (別図122のとおり)	土石流
平木鉾山西谷 II (229010047)	加東市下鴨川・平木 (別図123のとおり)	土石流

(別図 1 から別図123までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局県土整備部土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝谷川南谷 I (229010014)	篠山市今田町木津 加東市平木 (別図 1 のとおり)	土石流
滝谷川 II (229010045)	篠山市今田町木津 加東市平木 (別図 2 のとおり)	土石流

(別図 1 及び 2 は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局県土整備部土木事務所、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所、篠山市役所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下平木南谷 II (229010046)	三田市大川瀬 篠山市今田町木津 加東市平木 (別図 1 のとおり)	土石流

(別図 1 は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所、北播磨県民局県土整備部土木事務所、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所、三田市役所、篠山市役所及び加

東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第304号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、上郡町竹万土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった

平成21年 3 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
理 事 長	高 橋 學	赤穂郡上郡町竹万799番地 2
副理事長	福 田 擴	同 郡同 町竹万158番地
同	三 浦 重 和	同 郡同 町竹万952番地
理 事	西 川 昭 之	同 郡同 町竹万145番地
同	原 惣一郎	同 郡同 町竹万221番地
同	原 秀 樹	同 郡同 町竹万336番地 1
同	三 浦 進	同 郡同 町竹万1143番地
同	三 浦 昌 文	同 郡同 町竹万136番地
同	和 田 兵 衛	同 郡同 町竹万281番地 4



兵庫県告示第305号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、篠山市篠山口駅西土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間
変更前 平成 6 年 1 月 18 日から平成21年 3 月 31 日まで
変更後 平成 6 年 1 月 18 日から平成22年 3 月 31 日まで
- 2 変更認可の年月日
平成21年 3 月 5 日



兵庫県告示第306号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、篠山市篠山口駅西土地区画整理組合の定款の変更を平成21年 3 月 3 日に認可した。

平成21年 3 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第307号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、赤穂市島田土地区画整理組合から赤穂市島田土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成21年 3 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、神戸国際港都建設計画公園事業の事業計画の変更認可の告示（平成21年近畿地方整備局告示第19号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年 3 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設計画公園事業
7.4.6号 舞子公園
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地の所在地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 5 事業施行期間
平成18年9月26日から平成22年3月31日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月27日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人グレイター西神音楽ネット
 - イ 代表者の氏名 岩田俊之
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区美賀多台6丁目3番地の2 4-204号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、グレイター西神地域（西神中央・西神南・学園都市・三木市とその周辺を含む商圈・人的交流圏を指す。）において、音楽家・音楽愛好家・音楽団体のネットワーク作りや、積極的かつ簡単に参加できる音楽祭の開催や演奏会の企画運営等を支援するなど、音楽文化に関する事業を行い、地域の音楽文化向上に寄与するとともに、地域の交流を図り、世代を超えた幅広い人間関係の構築と、安全で豊かで魅力的な街づくりに貢献することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月27日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ゆのはな
 - イ 代表者の氏名 白藤さち恵
 - ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市城崎町湯島625番地9
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月27日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人あいホーム
 - イ 代表者の氏名 武蔵克昌
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市山口町上山口2丁目21番24号101号
 - エ 定款に記載された目的

1 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人椿アンサンブル

イ 代表者の氏名 栗 本 郁 子

ウ 主たる事務所の所在地 三重県志摩市阿児町鶴方2320番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、国内外において、日本文化の特性を生かした幅広い交流活動並びに日本の伝統文化の普及活動を行うことにより、福祉・青少年育成・社会教育・文化振興・人権などの諸問題解決や世界の友好と交流・平和に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆうネット

イ 代表者の氏名 中 田 久美子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門呉羽町7番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神地区の障害を持つ人々に対して、生活支援や自立支援など福祉に関する事業活動とともに、経済的、社会的自立にむけての就労支援事業を通じて、企業、関係機関や地域の方々との連携を図ることにより、障害をもつ方々が住み慣れたまちで安心して暮らせるまちづくりや地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人地球がよるこぶおとりる・あんじゅ

イ 代表者の氏名 河 村 裕 美

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市玄番北之町7

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者をはじめ広く市民に対して、カウンセリングなどによる相談支援事業とリサイクルに関する事業を行うとともに、文化・芸術作品発表の場を提供し、障がい者自らが社会貢献できる場づくり及び心のバリアフリーの推進と、健康を害する商品のない社会づくりに努め、一人ひとりが地球環境を大切にすライフスタイルを創造することで、地域に住むすべての人々が健康で安全に生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人長田

イ 代表者の氏名 蒲牟田 宏

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区梅ヶ香町2丁目5番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、戦争と人権抑圧・失業に苦しむ人々に対して、平和・人権・失業に関する事業を行い、平和の推進と人権擁護、ならびに失業対策に寄与することを目的とする。また、独居老人・高齢者等に対し、生きがい作りや介護等を行い、保険、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人信親

イ 代表者の氏名 園 田 親 臣

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区御蔵通6丁目17番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念を基にし、高齢者・障害者に対する生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、高齢者・障害者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らしていけるよう、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸定住外国人支援センター

イ 代表者の氏名 金 宣 吉

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区若松町4丁目4番10号アスタクエスタ北棟502

エ 定款に記載された目的

本法人は、神戸市を中心とする兵庫県下の定住外国人（民族的少数者）の人権擁護、福祉の充実、文化育成に関する諸事業を行い、もって共生社会の実現と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人おーけすとら・ぴっと

イ 代表者の氏名 矢 萩 聡 和

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区駅前通4丁目2番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者とその家族や関係者並びに高齢者に対して、コミュニティースペース創出提供事業、地域生活支援施設等の運営に関する事業、介護保険法と障害者自立支援法に基づく事業及び福祉移送サービス事業を行い、福祉への関わり方を明確にして、誰もが自分らしく、個性あふれる人として、あるがままに受け入れられる人にやさしい社会づくりを目指し、障害者福祉の向上と障害者の生活と権利の保障に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成21年2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路心身障害市民懇話会

イ 代表者の氏名 岩 本 四十二

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市白鳥台1丁目26番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者（児）及び高齢者に対して、保健、福祉に関する情報、サービスを提供する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字松東670番、672番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区熊内町5丁目5番15号
入 江 美 百
- 3 許可年月日及び許可番号
平成21年1月21日
兵庫県指令東播（建）第1－15号（20高砂）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 姫路サティ
 所在地 姫路市増位本町二丁目12番10号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 みずほ信託銀行株式会社
 代表者の氏名 野 中 隆 史
 住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
 - ア 変更前
池 田 輝 彦
 - イ 変更後
野 中 隆 史
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	川 本 敏 雄	大阪府中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社オクムラ	奥 村 広 重	姫路市南町3
株式会社小林松涛園	小 林 敬一郎	姫路市二階町66
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	松 井 博 史	大阪府中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社オクムラ	奥 村 広 重	姫路市南町3
株式会社伊藤園	本 庄 八 郎	東京都渋谷区本町3-47-10
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
平成20年6月26日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成20年5月30日ほか
- 5 届出年月日
平成21年2月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成21年3月17日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年7月18日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月17日

淡路県民局長 長 棟 健 二

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ジョーシン南あわじ店
 所在地 南あわじ市広田広田117- 1 ほか
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により南あわじ市から聴取した意見の概要
 - (1) 雇用に関すること
 地域の雇用安定化を図る観点から、地元採用に努めること。
 - (2) 騒音に関すること
 騒音防止に関する法令を遵守するとともに、地域の生活環境の悪化を防止するよう努めること。
 - (3) 悪臭に関すること
 悪臭に関する法令等を遵守するとともに、廃棄物の保管施設において、廃棄物の散乱、悪臭等不衛生にならないよう努めること。
 - (4) 廃棄物に関すること
 ア 廃棄物に関する法令を遵守するとともに、廃棄物の減量化、資源のリサイクルに努めること。
 イ 廃棄物の運搬・処理について、県、市の許可業者に引き渡すこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
 平成21年 3 月 17 日から 1 月間



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年 3 月 17 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
 中型スクールバス 3 台
 - (2) 調達物品の特質等
 調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
 平成21年 8 月 31 日 (月)
 - (4) 納入場所
 県立いなみ野特別支援学校 2 台 加古郡稲美町国安1284- 1
 県立姫路特別支援学校 1 台 姫路市四郷町東阿保476- 1
 - (5) 入札方法
 上記(1)の物品について入札に付する。
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県 (以下「県」という。) の物品関係入札参加資格 (登録) 者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書 (以下「申込書」という。) の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 長嶺
電話 (078) 341-7711 内線 4936

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成21年3月17日（火）から同月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成21年4月27日（月） 午後2時 兵庫県西館1階 大入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年4月24日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続と併せて、「物品電子入札・開札システム」による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成21年3月17日（火）午前9時から同月31日（火）午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成21年4月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後2時までにを行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成21年3月31日（火）午後4時までに前記の(1)に提出すること。

ア 入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類

イ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）ほか関係法令等に基づく基準に適合した車両を供給できることを証明する書類

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ア、イの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年4月24日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Middle-sized school buses 3 vehicles

(3) Delivery period: August 31, 2009

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Inamino School for Students with Special Needs

Hyogo Prefectural Himeji School for Students with Special Needs

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00, March 31, 2009

(6) Deadline for tender:

14:00 April 27, 2009 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 April 24, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nagamine, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936



随意契約の相手方等の公示

次のとおり公示する。

平成21年3月17日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原 義 弘

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

光反応硬化樹脂評価装置 一式

2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立大学播磨科学公園都市キャンパス (高度産業科学技術研究所)

赤穂郡上郡町光都 3-1-2

- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年 2月25日

- 4 随意契約の相手方の名称及び住所

セイコー・イージーアンドジー株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目 8 番地

- 5 随意契約に係る契約金額

7,612,500円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意

- 7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号